

総務財政委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和8年(2026年)6月26日

宇部市議会議長 山下節子様

総務財政委員長 時田洋輔

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第53号	宇部市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件	原案可決	国家公務員等の旅費支給規程の一部改正の趣旨を踏まえ、職員等に支給する宿泊費に関する規定を見直すものであり、妥当なものと認めた。
議案第54号	宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件	原案可決	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第55号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中一部改正の件	原案可決	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期間の延長を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第56号	宇部市アクトビレッジおのの条例中一部改正の件	原案可決	アクトビレッジおのの運営に関し、公共施設等運営権制度の導入を可能とするため、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
報告第2号	専決処分を報告し、承認をを求める件（宇部市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和8年条例第22号））	承認	地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものであり、本年3月末の地方税法等の一部を改正する法律等の施行後、直ちに条例を施行する必要があったため、やむなく地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものであり、妥当なものと認めるとともに、専決処分についても実情やむを得ないものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
報第 3 告号	専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和8年条例第23号））	承認	地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものであり、本年3月末の地方税法等の一部を改正する法律等の施行後、直ちに条例を施行する必要があるため、やむなく地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものであり、妥当なものと認めるとともに、専決処分についても実情やむを得ないものと認めた。